



都市公園法上の許可について

都市公園内において、公園管理者以外の者(第三者)が施設を設置・管理・占用・使用する場合、以下の許可が必要となります。

R4以降

許可類型	内容	具体例	許可権者
設置許可	第三者が公園内に施設等を設置する場合	公園施設, 自動販売機等の設置	市
管理許可	第三者が公園内の市の施設を管理する場合	公園施設の管理, 飲食施設や物販施設等の運営	市
占用許可	第三者が公園内に公園施設以外の工作物を設置する場合	電柱, 電線, のぼり旗, イベントのための仮設工作物等	市
行為許可	公園内で次の行為を行う場合	物品の販売, イベントの開催, 業としての撮影, 車両の乗り入れ等	指定管理者